

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月

私の父が、申立期間当時、A村のB国民年金納入組合へ家族全員の国民年金保険料を納付していた記憶がある。

また、私は、父が納付組織へ国民年金保険料を納付したことを証明する昭和50年度国民年金保険料納入記録を提出したので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA村国民年金手帳保管証の昭和50年度国民年金保険料納入記録の昭和50年4月欄には、検認印が押されている上、C市発行の手書きによる同年5月及び同年6月に係る国民年金保険料納入通知書兼領収証書には、50年7月21日付けD銀行E支店の領収印が押され、領収日付印欄外に「4月分はAで納付済」と記載されていることから、申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと確認できる。

また、申立人は、「私の父が、申立期間当時、A村のB国民年金納入組合へ家族全員の国民年金保険料を納付していた記憶がある。」と主張しているところ、A村では、「申立人が居住していた地区のB国民年金納入組合は、昭和47年4月1日設立から63年度まで100パーセントの国民年金保険料検認実績を維持していた。」と回答していることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人のオンライン記録及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）では、申立期間の国民年金保険料は未納となっている一方、C市の国民年金被保険者名簿では、申立期間の保険料が納付済みとなっており、

行政側の記録管理の不備がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月及び同年 3 月、同年 7 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで

私と妻の国民年金保険料の免除申請は、昭和 60 年度は別々の時期に、61 年度は昭和 61 年 7 月に夫婦同時に申請し、夫婦共に全額免除として認められ、社会保険事務所（当時）からはがきにより承認通知書を受けた記憶があるので、申立期間について免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録の免除記録変更履歴により、申立人の昭和 60 年度国民年金保険料免除申請は昭和 60 年 7 月 30 日に提出され、12 か月の全額免除として承認されていたところ、61 年 1 月 28 日に 60 年 4 月から 61 年 1 月までの保険料を現年度納付したことにより、同年 6 月 24 日に同年 2 月及び同年 3 月の免除期間に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録には、申立期間①に係る免除記録取消該当理由が記載されていないにもかかわらず、昭和 61 年 6 月 27 日に当該免除期間が取り消されており、行政側の記録管理の不備が考えられるところ、申立人は、「昭和 60 年度の国民年金保険料は、納付できる月数は納付したが、61 年 2 月及び同年 3 月の免除を辞退した覚えは無い。」と供述し、申立人の妻は、「当時は、夫婦二人分の保険料を納付するのは経済的に困難であり、夫の保険料を納付し、私の保険料は免除申請してい

た。」と供述していることを踏まえると、申立期間①の免除を取り消す合理的事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、「私は、昭和 61 年 6 月の国民年金保険料を納付した段階で、同年 7 月以降の保険料を納付できなくなり、A 市の担当者と相談して免除を申請した。」、「昭和 61 年度の国民年金保険料免除の申請は、私と妻の分を昭和 61 年 7 月に夫婦同時に申請し、夫婦共に全額免除として認められ、社会保険事務所からはがきにより承認通知書を受けた記憶がある。」と主張しているところ、オンライン記録により、申立人の申立期間②の直前における同年 5 月及び同年 6 月の保険料が同年 7 月 17 日に納付されていることが確認できる上、申立人の妻の保険料免除申請が同年 7 月 31 日に行われ、昭和 61 年度分が全額免除とされていることが確認できることから、その主張は基本的に信用でき、申立人の保険料のみが免除期間とされていないのは不自然である。

また、申立人は、申立期間①及び②以外にも国民年金保険料の未納期間が認められるものの、当該期間以外の未納期間については申し立てておらず、自ら保険料を納付していた期間と未納としていた期間を認識していることから、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和49年1月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年1月から同年8月までは4万8,000円、同年9月から同年12月までは6万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月26日から49年1月26日まで
A社を昭和49年1月25日に退社し、帰郷した。その後、同年3月1日からB社に入社した。しかし、年金記録を確認すると、A社での厚生年金保険の資格喪失日は、48年1月26日となっている。これは、間違いである。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る失業保険被保険者離職証明書により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し、昭和49年1月25日に退社したことが認められる。

また、A社の事業所別被保険者名簿では、申立人は、昭和48年1月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年9月1日に標準報酬月額の随時改定が行われたことが認められ、かつ、厚生年金保険被保険者資格喪失届の受付年月日欄には、49年2月5日と記載されていることから、申立人が48年1月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚は、「申立人は、昭和49年1月

頃、A社を退職した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和49年1月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社の事業所別被保険者名簿の記録から、昭和48年1月から同年8月までは4万8,000円、同年9月から同年12月までは6万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から7年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から7年8月まで
申立期間の国民年金保険料は、私の父が、家族3人分を一緒に一括前納していた記憶があるので、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父が、申立期間について、私と両親の家族3人分の国民年金保険料を一括前納したはずである。」と主張しているものの、オンライン記録及び申立人が所持している年金手帳により、申立人に対し、平成9年4月18日に厚生年金保険被保険者手帳記号番号が基礎年金番号として付番され、6年9月27日に遡及して国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該付番時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できなかったものと推認される上、申立期間直後の7年9月から同年11月までの保険料を9年10月に過年度納付していることが確認できるところ、当該納付時点では、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索により確認したが、平成9年1月の基礎年金番号導入以前において、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父親は、記憶が曖昧である上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人及び申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付

していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年頃
② 昭和 56 年頃
③ 昭和 57 年頃

昭和 53 年頃、A社のB室に勤務していた。56 年頃、C社に勤務しており、D業務・E業務・F業務の仕事をしていた。57 年頃、G社に勤務し、H業務の仕事をしていた。前記の事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の証言により、申立人が昭和 52 年 10 月 12 日から 53 年 5 月 29 日までの期間、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 55 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、当該事業所の事業主及び取締役は、「申立期間当時の賃金台帳、出勤簿等の関係資料は無く、申立人の厚生年金保険料の控除については不明であるが、昭和 55 年 2 月 1 日から社会保険の適用事業所となっており、それ以前は、給与から厚生年金保険料を控除していないと思う。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、昭和 55 年 2 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険の加入記録のある元従業員 3 人は、「55 年 2 月 1 日以前から、A社に勤務していたが、社会保険に加入する前は、給与から厚

生年金保険料は控除されていない。」と供述し、そのうち一人は、「同社の社会保険加入は、55年2月1日から間違いはない。同日時点で同社に在職していた者は、全員、社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の加入届を提出した覚えがある。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、元従業員の供述により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の元事業主は、「当社は倒産した。その際に関係資料を処分したため、申立期間当時の賃金台帳、出勤簿等確認できる関係資料は無い。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、関連資料及び具体的な証言を得ることはできなかった。

また、元従業員は、「私は、採用と同時に、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述しているほか、他の元従業員からも、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の取扱いについて具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人の申立期間②における雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間②において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の加入記録により、申立人が、G社に昭和61年4月11日から同年10月7日まで勤務していたことは確認できるものの、申立期間③については確認することができない。

また、オンライン記録により、G社は、申立期間③を含めて現在まで、厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる上、現在の事業主は、「申立期間当時も現在も社会保険には、加入していない。」と回答している。

さらに、元従業員は、「G社は、社会保険に加入しておらず、私も同社において厚生年金保険に加入していない。」と供述している上、同人のオンライン記録では、申立期間③は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、オンライン記録により、申立期間③当時の事業主は、申立期

間③において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 2 月 12 日から 23 年 11 月 1 日まで

申立期間について、夫の年金加入記録回答票をもらったが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。当時の勤務先のA社から夫の在職期間証明書を取り寄せたら、申立期間は同社B支店に勤務していたことが確認できた。

A社B支店の前後の同社C支店における勤務期間は厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、同社B支店における勤務期間が厚生年金保険に未加入とされているので調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社B支店に勤務していたことは、同社作成の在職期間証明書及び在籍履歴により確認できる。

しかしながら、オンライン記録及びA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社同支店は、昭和 24 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、事業主は、「昭和 20 年前後の厚生年金保険が適用になっていない支店に異動した社員の取扱い、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の資格取得及び資格喪失の届出の有無、厚生年金保険料の控除及び納付については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間当時、A社B支店に在籍していた元支店長に係る厚生

年金保険被保険者台帳を確認したが、同社同支店における厚生年金保険の加入記録は無い上、申立人の妻が名前を挙げた元同僚にも同社同支店における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所になった昭和24年3月1日以降に被保険者資格を取得した11人のうち、連絡の取れた一人は、「適用事業所になったときの社会保険事務の担当者は死亡しており、申立期間当時の同支店における厚生年金保険の取扱いも分からない。」と供述している。

なお、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったA社本店及びD市内に所在地のあった同社6支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。